

## ○防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: right;"> <u>令和4年12月2日</u><br/> <u>国都市第107号</u><br/> <u>国住備第92号</u><br/> <u>国住街第179号</u><br/> <u>国住市第55号</u> </p> <p>           都道府県<br/>           政令指定都市<br/>           独立行政法人都市再生機構<br/>           各地方整備局等         </p> <p style="text-align: center;">} 担当部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省都市局市街地整備課長</p> <p style="text-align: center;">住宅局住宅総合整備課長</p> <p style="text-align: center;">市街地建築課長</p> <p style="text-align: center;">防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市</p> | <p style="text-align: right;"> <u>令和4年3月31日</u><br/> <u>国都市第154号</u><br/> <u>国住備第506号</u><br/> <u>国住街第262号</u><br/> <u>国住市第102号</u> </p> <p>           都道府県<br/>           政令指定都市<br/>           独立行政法人都市再生機構<br/>           各地方整備局等         </p> <p style="text-align: center;">} 担当部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省都市局市街地整備課長</p> <p style="text-align: center;">住宅局住宅総合整備課長</p> <p style="text-align: center;">市街地建築課長</p> <p style="text-align: center;">防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第 179 号。以下「補助金交付要綱」という。) <u>第 4 第 3 項 第二号</u>及び<u>第 4 第 4 項 第二号</u>並びに社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「総合交付金交付要綱」という。) 附属第Ⅱ編イ－13－(10) <u>3. 第 3 項 第二号</u>及び<u>3. 第 4 項 第二号</u>の規定に基づく「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」及び「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領」並びに補助金交付要綱<u>第 6 第 1 項 第三号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－(10) <u>第 1 項 第二号</u>に規定する「別に定める算出方法」について下記のとおり改正したので通知する。<br/>なお、貴管内市町村及び地方住宅供給公社に対し周知をお願いします。</p>   | <p>179 号。以下「補助金交付要綱」という。) <u>第 6 第 2 項</u>及び<u>第 7 第 2 項</u>並びに社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「総合交付金交付要綱」という。) 附属第Ⅱ編イ－13－(10) <u>5. 第 2 項</u>及び<u>6. 第 2 項</u>の規定に基づく「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」及び「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領」並びに補助金交付要綱<u>第 9 第 3 項</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－(10) <u>第 2 項</u>に規定する「別に定める算出方法」について下記のとおり改正したので通知する。<br/>なお、貴管内市町村及び地方住宅供給公社に対し周知をお願いします。</p>   |
| <p style="text-align: center;">記</p>   | <p style="text-align: center;">記</p>   |
| <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準<br/>補助金交付要綱<u>第 4 第 3 項 第二号</u>及び<u>第 4 第 4 項 第二号</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10) <u>3. 第 3 項 第二号</u>及び<u>3. 第 4 項 第二号</u>に規定する技術基準は、別紙 1 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準（以下「技術基準」という。）とする。</p> <p>2 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価<br/>補助金交付要綱<u>第 4 第 3 項 第二号</u>及び<u>第 4 第 4 項 第二号</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10) <u>3. 第 3 項 第二号</u>及び<u>3. 第 4 項 第二号</u>に規定する技術評価は、別紙 2 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領（以下「評価要領」という。）により行うものとする。</p> <p>3 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業の別に定める</p> | <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準<br/>補助金交付要綱<u>第 6 第 2 項</u>及び<u>第 7 第 2 項</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10) <u>5. 第 2 項</u>及び<u>6. 第 2 項</u>に規定する技術基準は、別紙 1 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準（以下「技術基準」という。）とする。</p> <p>2 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価<br/>補助金交付要綱<u>第 6 第 2 項</u>及び<u>第 7 第 2 項</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10) <u>5. 第 2 項</u>及び<u>6. 第 2 項</u>に規定する技術評価は、別紙 2 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領（以下「評価要領」という。）により行うものとする。</p> <p>3 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業の別に定める</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>算出方法</p> <p>補助金交付要綱第6第1項第三号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第二号に規定する別に定める算出方法は、別紙3の防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法により行うことができることとする。</p> <p>(別紙1)</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準</p> <p>第1 通則</p> <p>この技術基準は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱(平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。)第4第3項第二号及び第4第4項第二号並びに社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。)附属第Ⅱ編イ-13-(10)3.第3項第二号及び3.第4項第二号の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術基準について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 技術基準</p> <p>1 補助金交付要綱第4第3項第一号イ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)3.第3項第一号イに掲げる高齢者等配</p> | <p>算出方法</p> <p>補助金交付要綱第9第3項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第2項に規定する別に定める算出方法は、別紙3の防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法により行うことができることとする。</p> <p>(別紙1)</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準</p> <p>第1 通則</p> <p>この技術基準は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱(平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。)第6第2項及び第7第2項並びに社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。)附属第Ⅱ編イ-13-(10)5.第2項及び6.第2項の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術基準について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 技術基準</p> <p>1 補助金交付要綱第6第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5.第1項第1号に掲げる高齢者等配慮対</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>慮対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ロ ( 略 )</p> <p>2 補助金交付要綱第4第3項第一号ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第一号ロ</u>に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ニ ( 略 )</p> <p>3 補助金交付要綱第4第3項第一号ハ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第一号ハ</u>に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ハ ( 略 )</p> <p>4 補助金交付要綱第4第3項第一号ニ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第一号ニ</u>に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ロ ( 略 )</p> <p>5 補助金交付要綱第4第3項第一号ホ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第一号ホ</u>に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ハ ( 略 )</p> <p>6 補助金交付要綱第4第3項第一号ヘ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第一号ヘ</u>に掲げる居住水準の向上に資するものとは、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ロ ( 略 )</p> <p>7 補助金交付要綱第4第3項第一号ヘ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第一号ヘ</u>に掲げる維持管理に配慮されているものとは、次のとおりとする</p> | <p>策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ロ ( 略 )</p> <p>2 補助金交付要綱第6第1項第2号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第2号</u>に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ニ ( 略 )</p> <p>3 補助金交付要綱第6第1項第3号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第3号</u>に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ハ ( 略 )</p> <p>4 補助金交付要綱第6第1項第4号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第4号</u>に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ロ ( 略 )</p> <p>5 補助金交付要綱第6第1項第5号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第5号</u>に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ハ ( 略 )</p> <p>6 補助金交付要綱第6第1項第6号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第6号</u>に掲げる居住水準の向上に資するものとは、次のとおりとする。</p> <p>イ ～ ロ ( 略 )</p> <p>7 補助金交付要綱第6第1項第6号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第6号</u>に掲げる維持管理に配慮されているものとは、次のとおりとする</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| イ～ロ（略）   | イ～ロ（略）   |
| 8 補助金交付要綱第4第4項第一号イ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第一号イ</u> に掲げる防災対策は、次のとおりとする。      | 8 補助金交付要綱第7第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第1号</u> に掲げる防災対策は、次のとおりとする。      |
| イ～ニ（略）   | イ～ニ（略）   |
| 9 補助金交付要綱第4第4項第一号ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第一号ロ</u> に掲げる環境対策は、次のとおりとする。      | 9 補助金交付要綱第7第1項第2号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第2号</u> に掲げる環境対策は、次のとおりとする。      |
| イ～ハ（略）   | イ～ハ（略）   |
| 10 補助金交付要綱第4第4項第一号ハ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第一号ハ</u> に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。    | 10 補助金交付要綱第7第1項第3号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第3号</u> に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。    |
| イ～ホ（略）   | イ～ホ（略）   |
| 11 補助金交付要綱第4第4項第一号ニ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第一号ニ</u> に掲げる生産性向上対策は、次のとおりとする。  | 11 補助金交付要綱第7第1項第4号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第4号</u> に掲げる生産性向上対策は、次のとおりとする。  |
| （略）  | （略）  |
| 12 補助金交付要綱第4第4項第一号ホ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第一号ホ</u> に掲げる働き方対策は、次のとおりとする。    | 12 補助金交付要綱第7第1項第5号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第5号</u> に掲げる働き方対策は、次のとおりとする。    |
| （略）  | （略）  |
| 13 補助金交付要綱第4第4項第一号ヘ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第一号ヘ</u> に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。 | 13 補助金交付要綱第7第1項第6号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第6号</u> に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。 |
| イ～ロ（略）   | イ～ロ（略）   |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第4 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この技術基準は、令和4年12月2日より施行する。</u></p> <p>別表第1-1 (略)</p> <p>別表第1-2 (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領</p> <p>第1 通則</p> <p>この実施要領は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱(平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。) <u>第4第3項第二号</u>及び<u>第4第4項第二号</u>、並びに社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。) 附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第二号</u>及び<u>3. 第4項第二号</u>の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術評価について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2 技術評価に必要な書類の作成</p> <p>1 補助金交付要綱<u>第4第3項第二号</u>及び<u>第4第4項第二号</u>、並びに総</p> | <p>第4 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表第1-1 (略)</p> <p>別表第1-2 (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領</p> <p>第1 通則</p> <p>この実施要領は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱(平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。) <u>第6第2項</u>及び<u>第7第2項</u>、並びに社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。) 附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第2項</u>及び<u>6. 第2項</u>の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術評価について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2 技術評価に必要な書類の作成</p> <p>1 補助金交付要綱<u>第6第2項</u>及び<u>第7第2項</u>、並びに総合交付金交付</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第二号及び3. 第4項第二号</u>に規定する技術評価に必要な書類は、技術基準及びこの実施要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 前項の規定により作成する技術評価に必要な書類は、補助金交付要綱<u>第4第3項</u>及び<u>第4第4項</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項</u>及び<u>3. 第4項</u>に規定する要件について、別表第2に掲げる項目に関し、内容及び判断基準並びに評価の方法・内容に従って作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 技術評価の実施</p> <p>1 技術評価は、第2に規定する書類に関し、補助金交付要綱<u>第4第3項</u>及び<u>第4第4項</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項</u>及び<u>3. 第4項</u>への適合を確認することをもって行うものとする。</p> <p>2 国土交通大臣、都道府県知事又は補助金交付要綱<u>第4第5項第二号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第5項第二号</u>に規定する公的機関の長は、補助金交付要綱<u>第4第5項第一号</u>及び<u>第二号</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第5項第一号</u>及び<u>第二号</u>に規定する技術評価を適正に実施するために必要があると認めるときは、当該技術評価に必要な書類を作成した者に対し、関連資料の提出を求めることができる。</p> <p>第4 (略)</p> | <p>要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第2項</u>及び<u>6. 第2項</u>に規定する技術評価に必要な書類は、技術基準及びこの実施要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 前項の規定により作成する技術評価に必要な書類は、補助金交付要綱<u>第6</u>及び<u>第7</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5.</u> 及び<u>6.</u> に規定する要件について、別表第2に掲げる項目に関し、内容及び判断基準並びに評価の方法・内容に従って作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 技術評価の実施</p> <p>1 技術評価は、第2に規定する書類に関し、補助金交付要綱<u>第6</u>及び<u>第7</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5.</u> 及び<u>6.</u> への適合を確認することをもって行うものとする。</p> <p>2 国土交通大臣、都道府県知事又は補助金交付要綱<u>第8第2項</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>7. 第2項</u>に規定する公的機関の長は、補助金交付要綱<u>第8第1項</u>及び<u>第2項</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>7. 第1項</u>及び<u>第2項</u>に規定する技術評価を適正に実施するために必要があると認めるときは、当該技術評価に必要な書類を作成した者に対し、関連資料の提出を求めることができる。</p> <p>第4 (略)</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第5 技術評価に係る書類</p> <p>補助金交付要綱第4第5項第一号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第5項第一号</u>に規定する住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査に係る書類として、別表第3に定める書類を交付申請書に添付するものとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年12月2日より施行する。</u></p> <p>別表第3 (略)</p> <p>別表第3-1 (略)</p> <p>(別紙3)</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法</p> <p>第1 通則</p> <p>補助金要綱第6第1項第三号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第1項第二号</u>に規定する別に定める算出方法については、以下のとおりとする。</p> <p>第2 補助対象事業費の算出方法</p> <p>イ 住宅床について</p> <p>補助金交付要綱第6第1項第一号の(1)から(11)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第1項第一号の(1)から(11)</u>まで</p> | <p>第5 技術評価に係る書類</p> <p>補助金交付要綱第8第1項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>7. 第1項</u>に規定する住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査に係る書類として、別表第3に定める書類を交付申請書に添付するものとする。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表第3 (略)</p> <p>別表第3-1 (略)</p> <p>(別紙3)</p> <p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法</p> <p>第1 通則</p> <p>補助金要綱第9第3項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第2項</u>に規定する別に定める算出方法については、以下のとおりとする。</p> <p>第2 補助対象事業費の算出方法</p> <p>イ 住宅床について</p> <p>補助金交付要綱第9第1項の各号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第1項の各号</u>までに掲げる対策のうち住宅床の整</p> |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>に掲げる対策のうち住宅床の整備に付加的に要する費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。</p> $A = B / 10,000 \times C$ <p>A：付加的費用の額<br/> B：表1に掲げる各項目のうち当該事業における実施項目に応じたポイント合計<br/> C：補助金交付要綱<u>第4第2項第一号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第2項第一号</u>に掲げる事業により整備される施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金及び交付金が交付される部分に相当する額を除く。）に住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの</p> <p>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等、住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととする。</p> <p>表1 （略）<br/> （注1）～（注5）（略）<br/> （注6）各項目の内容について、補助金交付要綱<u>第4第3項第二号</u>及び<u>第4第4項第二号</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第二号</u>及び<u>3. 第4項第二号</u>の規定により別に定める技術基準又は技術評価に規定がある場合は、当該規定に適合させるものとする。</p> <p>ロ 非住宅床について</p> | <p>備に付加的に要する費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。</p> $A = B / 10,000 \times C$ <p>A：付加的費用の額<br/> B：表1に掲げる各項目のうち当該事業における実施項目に応じたポイント合計<br/> C：補助金交付要綱<u>第5第1項第1号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>4. 第1項第1号</u>に掲げる事業により整備される施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金及び交付金が交付される部分に相当する額を除く。）に住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの</p> <p>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等、住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととする。</p> <p>表1 （略）<br/> （注1）～（注5）（略）<br/> （注6）各項目の内容について、補助金交付要綱第6第2項及び<u>第7第2項</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第2項</u>及び<u>6. 第2項</u>の規定により別に定める技術基準又は技術評価に規定がある場合は、当該規定に適合させるものとする。</p> <p>ロ 非住宅床について</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>補助金交付要綱第6第1項第一号の(1)から(11)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第一号の(1)から(11)に掲げる対策のうち非住宅床の整備に要する費用の中で次の(1)から(3)までの項目については、以下の算式を用いてもよいこととする。</p> <p>(1) 補助金交付要綱第6第1項第一号(1)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第一号(1)に規定する高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用</p> $A = B / 10,000 \times C$ <p>A : 付加的費用の額<br/> B : 表2に掲げるバリアフリー化項目のポイント合計<br/> C : 補助金交付要綱第4第3項第一号イ②及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)3.第3項第一号イ②に掲げる要件を満たす施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金及び交付金並びに公共施設管理者負担金（以下「管理者負担金」という。）が交付される部分に相当する額を除く。）に非住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの</p> <p>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあつては、非住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととし、非住宅部分に複数の用途が含まれる場合にも同様の考え方によること。</p> <p>表2 (略)</p> | <p>補助金交付要綱第9第1項の各号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項の各号に掲げる対策のうち非住宅床の整備に要する費用の中で次の(1)から(3)までの項目については、以下の算式を用いてもよいこととする。</p> <p>(1) 補助金交付要綱第9第1項(1)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(1)に規定する高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用</p> $A = B / 10,000 \times C$ <p>A : 付加的費用の額<br/> B : 表2に掲げるバリアフリー化項目のポイント合計<br/> C : 補助金交付要綱第6第1項第1号ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)5.第1項第1号ロに掲げる要件を満たす施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金及び交付金並びに公共施設管理者負担金（以下「管理者負担金」という。）が交付される部分に相当する額を除く。）に非住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの</p> <p>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあつては、非住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととし、非住宅部分に複数の用途が含まれる場合にも同様の考え方によること。</p> <p>表2 (略)</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(2) 補助金交付要綱第6第1項第一号(4)及び(5)並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第一号(4)及び(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費」のうち集会所、アトリウム等の施設(空地等以外のもの)に関する整備費の算出は、以下の算式を用いるものとする。<br/>( 略 )</p> <p>(3) 補助金交付要綱第6第1項第一号(9)ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第一号(9)ロに規定する「屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用」の算出は、以下の算式を用いてよいこととする。<br/>( 略 )</p> | <p>(2) 補助金交付要綱第9第1項(4)及び(5)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(4)及び(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費」のうち集会所、アトリウム等の施設(空地等以外のもの)に関する整備費の算出は、以下の算式を用いるものとする。<br/>( 略 )</p> <p>(3) 補助金交付要綱第9第1項(9)ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(9)ロに規定する「屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用」の算出は、以下の算式を用いてよいこととする。<br/>( 略 )</p> |
| <p>表3 ( 略 )</p>  | <p>表3 ( 略 )</p>   |
| <p>ハ 補助金交付要綱第6第1項第一号(4)及び(5)並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第一号(4)及び(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費」のうち集会所、アトリウム等の施設(空地等以外のもの)に関する用地費の算出は、評価基準日における宅地評価額によるものとし、当該施設が施設建築物の一部となる場合には以下の算式を用いるものとする。<br/>( 略 )</p>   | <p>ハ 補助金交付要綱第9第1項(4)及び(5)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(4)及び(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費」のうち集会所、アトリウム等の施設(空地等以外のもの)に関する用地費の算出は、評価基準日における宅地評価額によるものとし、当該施設が施設建築物の一部となる場合には以下の算式を用いるものとする。<br/>( 略 )</p>   |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>ニ 補助金交付要綱<u>第6第1項第一号(4)及び(5)並びに</u>総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第1項第一号(4)及び(5)</u>に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費及び補償費」のうち空地等に関するものの算出は、管理者負担金の算出と同様に扱うものとする。また、管理者負担金で算出に使われた補償金は改めて基礎額の算定の際において対象としないが、管理者負担金による算出のうち、建築物等一部のみが算出の対象となっている場合は、その額を控除した額で基礎額の算定の際において対象とする。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この補助対象事業費算出方法は、令和4年12月2日より施行する。</u></p> | <p>ニ 補助金交付要綱<u>第9第1項(4)及び(5)及び</u>総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第1項(4)及び(5)</u>に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費及び補償費」のうち空地等に関するものの算出は、管理者負担金の算出と同様に扱うものとする。また、管理者負担金で算出に使われた補償金は改めて基礎額の算定の際において対象としないが、管理者負担金による算出のうち、建築物等一部のみが算出の対象となっている場合は、その額を控除した額で基礎額の算定の際において対象とする。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |